

物価高騰対策事業者支援・消費喚起電子クーポン配布事業  
こもろデジタルクーポン『こもポン』

参加事業者募集要項

1. 趣旨

物価高騰により大きな経済的影響を受けている市内中小事業者の売上向上を図るため、電子クーポン配布により地域内の消費を喚起し、事業者の経営維持と事業継続を支援する。

2. 事業概要

■割引チケット利用上限	総額95,000千円（消費喚起効果：475,000千円以上）
■チケット券種	1ID（携帯電話番号）あたり、合計7,000円の割引チケットを付与。 以下6種類の券を発行し、買物金額に応じて1会計あたり、いずれか1枚の利用を可とする。 ① 3,000円割引チケット（1万円以上の買物で利用可） ② 2,000円割引チケット（1万円以上の買物で利用可） ③ 1,000円割引チケット（5千円以上の買物で利用可） ④ 500円割引チケット（2,500円以上の買物で利用可） ⑤ 200円割引チケット（1,000円以上の買物で利用可） ⑥ 100円割引チケット（500円以上の買物で利用可）  ※①～⑥の各券に利用回数制限はなく、総利用額7,000円に達するまで何回でも利用できます。 ※1日の同店舗での使用は1回まで（いずれかの券1枚のみ） ※利用残額が100円になった場合、100円分の利用は不可となります。
■配布方法	専用アプリ（TicketQR）をスマートフォンにダウンロードし、利用登録したすべてのIDに合計7,000円分の割引チケットが自動的に付与されます。（令和8年4月16日以降を予定）
■配布対象	制限無し（市外在住者・観光客等も利用可）
■利用期間	令和8年4月16日（木）～令和8年6月30日（火）（予定） ※ただし、チケット利用額が予算額に達したら期間中でもキャンペーンを早期に終了します。（その際は事前に早期終了の周知を行い、終了日以降自動的にアプリ上のチケット機能が利用不可となります）

### 3. 参加事業者の資格と条件

以下の（1）～（3）のすべてを満たす事業者が対象です。

（1）小諸市内に対面販売を行う実店舗を有する中小事業者

※本社・本店が市内にあるか否か問いません。

（2）①「参加事業者の遵守事項」について誓約する事業者

（3）次に該当する事業者は、対象外とします。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者

③「5. チケットの利用対象とならないもの」に記載する取引・商品のみを取り扱う事業者

④その他の法令又は公序良俗に反するもの

### 4. 事業者負担

今回のデジタルチケット取り扱いに関して、事業者の費用負担は一切ありません。

・事業者登録手数料、決済手数料、換金手数料、振込手数料はかかりません。

・デジタルチケットの取り扱いのために、事務局から無料で各店舗のQRコードを発行します。その他特別な機器導入は不要です。

### 5. QRチケットの利用対象とならないもの

（1）国や地方公共団体等への支払い及び公共料金の支払い（税金・電気・ガス・水道料金等）

（2）換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等）や、電子マネーへのチャージ

（3）現金との換金、金融機関への預け入れ

（4）土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い、金融商品（株券、先物、保険、宝くじ等）の購入

（5）たばこ事業法に規定する製造たばこの購入

（6）医療保険や介護保険等の一部負担金・処方箋が必要な医薬品

（7）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者への支払い

- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、事業の趣旨にそぐわないもの及び参加事業者が特に指定するもの

#### 6. Komomag. (コモマグ) 協力店

新たな試みとして令和7年1月にリリースをしました小諸の地域情報スマートフォンアプリ『Komomag. (コモマグ)』にて参加店舗の情報を発信させていただきます。店舗の住所等を掲載させていただける事業者を『Komomag. 協力店』として登録し、アプリやホームページ等で周知させていただきます。Komomag. に登録を希望される事業者におかれましては、申請時に登録希望をお願いします。

#### 7. 申請方法

参加事業者登録申請書（別紙様式）に必要事項を記入の上、郵送またはFAXにて、事務局（小諸商工会議所）へ提出してください。

- ◆事務局住所：〒384-0025 小諸市相生町3-3-12 小諸商工会議所内  
小諸市事業者支援・消費喚起促進事業事務局 宛て
- ◆事務局 FAX 0267-23-9030

#### 8. 申請受付締切

1次締切 2月27日（金）正午必着、 2次締切 3月6日（金）正午必着

※なお、締切後もキャンペーン期間中は随時申請を受け付けますが、締切後に申請された事業者は、チラシ等に掲載されない場合（1次締切後）や、キャンペーン開始日にQRコードや店内掲示物等の配布が間に合わない（2次締切後）可能性があります。

#### 9. 審査・登録

事務局は、申請期間内に申請のあった事業者（店舗）について審査を行います。

審査の結果、登録となった事業者には、後日、店頭掲示用ポスター等を送付します。

また、登録対象外と判断された事業者には、指定の連絡先宛てに対象外となる事実との理由を併せて連絡いたします。

#### 10. 換金手続き

換金業務はアプリ利用結果を自動的に集計しますので、事業者側の手続きは必要ありません。

毎月初めに、前月1か月分の締め作業を実施し、毎月5営業日後を目途に指定口座に振り込みを行います。

## 1 1. 参加事業者の遵守事項等

参加事業者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 5. 「チケットの利用対象とならないもの」に示す商品の取引においてチケットを使用させないこと。
- (2) 特段の事由がない限り、キャンペーン期間中に参加事業者を辞退せず、また、売買取引時において、顧客のチケット利用を拒まないこと。
- (3) 配布する店頭掲示用ポスター、デジタルチケット用QRコードを、消費者の分かりやすい場所に掲示すること（利用の申し出があった場合のみ提示することは不可）。
- (4) チケットの利用額は、商品等販売額の20%以内とすること。
- (5) チケットの利用は、原則、1会計あたり1枚の利用とすること。
- (6) 売買取引の実態が無いにも関わらず、自らや自らの関係者に付与されたチケットが、自店舗で使用されたかのように偽る等の不正な行為を決して行わないこと。
- (7) 不可解な利用実績等に基づき、事務局から利用状況等の確認、調査が行われる場合には、帳票類を含めた情報開示等に全面的に協力すること。
- (8) 本事業を各店舗での売り上げ増加につなげるため、キャンペーン期間に合わせた販促企画の実施や、お客様へのチケット利用推奨（声掛け）など、各店舗での積極的な取り組み（可能な範囲で）をお願いします。

## 1 2. 参加事業者の資格喪失等

- (1) 万が一、参加事業者が本要項に定める事項に反した場合には、参加事業者登録を取り消し、チケットの換金を停止することがあります。
- (2) また、参加事業者の不正な行為により損害が発生したときは損害賠償を請求する場合があります。